

第4章 各種資料

そ の 1

共 通 項 目

委員 長 談 話

第12回参議院議員通常選挙が、6月22日行われる旨、本日公示されました。

参議院は、二院制度のもと衆議院とともに国政の一翼を担い、特に良識の府として重要な役割を
もっております。このたびの選挙は、物価問題、資源・エネルギー問題、財政問題、防衛問題等内
政・外交を通じて緊張した政治状況のもとで行われ、有権者の一票一票が、1980年代のわが国の政
治動向に大きな影響を与えるという極めて重要な意義をもつ選挙であります。

議会制民主政治の発展のためには、主権者として政治に参加し、その意思の表明である選挙が、
きれいに行われることが不可欠であります。

したがって、政党並びに候補者及び選挙運動関係者は、選挙のルールを遵守し、有権者もまた主
権者としての自覚と、高い政治道義に則って、一人の棄権者もなく「明るい選挙」を実現されるよ
う切望いたします。

昭和55年5月30日

福岡県選挙管理委員会

委員 長 宮 崎 時 春

委員 長 談 話

第36回衆議院議員総選挙が公示され、きたる6月22日には、選挙史上はじめて、衆議院議員総選
挙と参議院議員通常選挙が同時に行われます。

衆議院及び参議院はともに国政のうえで重要な地位と役割をもち、特にこのたびの総選挙
及び通常選挙は、内政外交ともに重要な政治状況のもとで行われ、有権者の一票一票が、1980年代
における我が国の政治動向に大きな影響を与える極めて重要な選挙であります。

議会制民主政治の健全な発展のためには、国民がこぞって政治に参加するとともに、その手段で
ある選挙が、きれいに行われることが不可欠であります。

したがって、政党、候補者及び選挙運動関係者は、選挙のルールを厳守し、有権者もまた主権者
としての自覚と高い政治道義に則って、「明るいきれいな選挙」を実現されるよう切望いたします。

また、同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査は、三権分立のもとにおいて、司法府に対し主
権者の意思を直接反映させるものでありますから、りっぱな審査をされるよう、あわせて切望いた
します。

昭和55年6月2日

福岡県選挙管理委員会

委員 長 宮 崎 時 春

自覚ある投票を

福岡県の有権者の皆さん、今回の衆議院総選挙及び参議院通常選挙は、現在のきびしい内外の諸情勢に対応して、1980年代の日本の政治の方向を選択する重要な意義を有する選挙であります。

私たちは、選挙で選出する代表者を通して政治に参加するものであり、私たちが希望する「豊かな政治」の実現は、有権者の一票の行使如何にあるといえます。

従って、本日の投票に際しては、各候補者及び政党の政見・政策をよく聞き、よく考え、自由な意思で1人残らず、自覚ある投票をされるよう切望いたします。

なお、同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査も三権分立のもとで重要な制度であり、主権者の意思を反映されるよう切望いたします。

昭和55年6月22日

福岡県選挙管理委員会

委員長 宮崎時春

1 各党の

| 項目 政党 | 政権・路線 | 政治倫理 | 外交・防衛 |
|------------------|--|--|---|
| 自 民 | 議会制民主政治は、国民の支持の厚い政党が政権を担当するのが常道。国民の支持の低い主義も性格も異なる野党の連合政権は国民が望まないとする。わが党は引き続き政権を担当し、国の安全と自由社会を守りぬく。 | 一切の不正を許さない公正な政治確立のため①汚職に対する刑罰強化と時効延長②政党・政治家の行動を律する倫理憲章の制定と党紀の肅正③個人の政治資金経理の明確化④金のかからない政党本位の選挙制度の実現。 | ①積極的に世界平和に貢献のため、日米友好協力の維持増進、太平洋諸国との提携強化、ソ連軍のアフガニスタン撤退要求、北方領土復帰促進等②万全の安全保障確保のため防衛力の整備、日米安保堅持と防衛協力推進等。 |
| 社 会 | 自民党一党支配の悪政を終わらせ、社公を軸に反自民の志を同じくする野党勢力を結集し革新連合政権を樹立する。金権腐敗政治の一掃、物価を抑制し国民生活の安定、防衛費の増強をやめ、非同盟中立の外交を推進。 | 政治家・高級公務員の資産公開、大企業の政治献金禁止、選挙公営の拡大などで金権腐敗の政治・汚職構造を一掃する。国政調査権の一掃、情報公開法の制定、証券取引委員会の設置など、汚職を生む構造を改善する。 | 非同盟中立の平和外交を進め、日米安保の廃棄をめざす。ソ連のアフガニスタンからの撤退を求め、米のイラン制裁に反対。防衛費は増額せず、自衛隊のシベリアンコントロールを確立、世論の支持を得て縮小解体をめざす。 |
| 公 明 | 公明党の基本路線である社・公・民三党の結束を固めた形での選挙後の政局展望をめざしていきたい。さらに政権担当にふさわしい責任のある政策を他党に提示、その合意を求めることに最善・最大の努力をしたい。 | 企業献金禁止、個人献金に限る。選挙運動を自由化し買収犯の罰則・連座制を強化。贈賄罪規定の強化、国会の調査機能や会計検査院を充実、政治倫理綱領を制定。情報公開法を制定。公務員の天下り規制を強化。 | 平和憲法を守り自主外交と総合的平和保障政策を確立。軍事力増強・有事立法に反対。核兵器全廃・軍縮を推進。アジア太平洋非核地帯設置。非核三原則堅持。すべての国との平和友好推進。安保・自衛隊は当面存続。 |
| 共 産 | ①清潔な政治、軍国主義復活反対、民主主義の確立②国民本位の経済政策③平和と民族自決、安保廃棄・非同盟・中立で一致するすべての勢力で民主連合政府をめざす。社公民の構想は自民政治補強の新与党化路線。 | KDD、税理士法買収など、与野党なれあいの金権・腐敗かくしを糾弾する。唯一の清潔な党として国政調査権発動、行政監視官新設などで不正を摘発。金権政治の根としての企業、団体の政治献金を禁止する。 | 米中ソなどすべての覇権主義に反対し、すべての軍事ブロック解消、核禁止と軍縮をめざす自主・平和外交。日米共同作戦強化、自衛隊増強に反対。安保条約を廃棄し、中立・自衛政策をとる。非同盟諸国会議に参加。 |
| 民 社 | 自民党の一党支配を打ち破り、中道連合政権構想を基本とした政策中心の連合政権を樹立する。その政権は、自由と民主主義を守り、日本型福祉国家の建設を進め、安保条約を存続し、自衛隊を保持する。 | 自民党の金権腐敗政治を徹底的に究明するとともに、政治倫理を確立する。再発防止のために行政監察委員（オンブズマン）制度の導入、選挙の公営化、政治資金の公開徹底、情報公開法の制定などに努める。 | 日本の安全に責任を持つとともに、世界の平和に寄与する。安保条約を積極的に位置づけ、国民合意とシベリアンコントロールのもと自主防衛体制を確立する。場当たり外交を改め、独自の平和戦略を展開する。 |
| 新 自 民 党 | きたるべき連合政権は、自由主義を基調に漸進的な改革の手法を持った政党により組織されるべきである。党利党略にとらわれず、明日の日本について考えを同じくするものの集まりであるべきである。 | 政党の政治資金を一部国庫負担とし、政治献金は政党のみに認めて上限を設け、収支の公開を義務づける。選挙の公営化は一層促進する。政治倫理に反する腐敗行為について独立の調査機関を設け制裁法規を整備する。 | 自由主義圏の一員として自由と平和を守り、低開発諸国への経済協力と技術援助を行い、人的文化的交流を促進する。自主防衛につとめ、文民統制を前提に装備力を整備し、日米安保体制により応分の責任を分担する。 |
| 社 民 連 | 今度こそ自民党の一党支配を終わらせ政権交代を実現する。議会制民主主義に責任をもつ社民連、社、公、民を軸にした連合政権の樹立を旨とする。政治状況により腐敗政治の改革を目指す政治勢力をもこの連合に加える。 | ①政権交代を実現、構造汚職の根を断つ②情報公開法を制定、不透明な政治をなくす③政治資金規正法の強化④公選法を改め公営選挙の拡充⑤国会に倫理委員会を設置⑥米SEC並みの機関とオンブズマン制の導入。 | 防衛費の増額ではなく、平和のための積極投資を行い国際環境の平和化に努める。ソ連のアフガニスタン侵攻反対、アメリカの過剰反応にも反対。自衛隊のシベリアンコントロールの強化、将来は国土警備隊の規模に縮小。 |

重点公約

(読売新聞社提供)

| 物 価 | 行財政改革 | エネルギー | そ の 他 |
|--|---|---|--|
| 本年度消費者物価上昇率を6.4%程度に抑えるため①金融引き締め、財政運営等で総需要抑制②個々の値上がり物資の調査、監視の強化③便乗値上げの徹底的防止④独禁法の厳正運用⑤生鮮食品価格安定対策強化。 | 財政再建のため①行政費削減②経済成長定着で自然増収確保③現行税制体系で税の増収確保。簡素・能率的な行政の実現のため④出先行政機関、特殊法人の大幅整理⑤公務員定年制導入と定員削減⑥許認可事項整理等。 | 65年度までにエネルギーの石油依存度を75%から50%に引き下げるため①石炭、原子力、地熱等代替エネルギーの開発導入促進②安全性前提で原子力発電建設促進③石油供給安定確保④省エネルギー徹底等。 | 高齢化社会で老後生活安定のため①現行社会保障制度の不均衡、不合理を改めて年金の引き上げ、医療保障の充実②行き届いた社会保障とゆとりのある家庭、環境豊かな地域社会とが結びついた日本型福祉社会の実現。 |
| 買い占め売り惜しみ防止など生活二法を発動し便乗値上げの監視を強め、原価公開の制度化で不当値上げを規制する。当面、公共料金の値上げを凍結し、先取り値上げを排除する。独禁法の運用強化でインフレを抑制。 | 法人税引き上げ、利子配当所得の総合課税など不公平税制の是正で財政健全化を図る。行政監察委員会の設置、国の行政権限を移譲する地方分権の推進、天下り規制、国民要求に応じた公務員配置で効率的行政を実現。 | 国内石炭の活用。水力・太陽熱・地熱・風力・波力など自然エネルギーの開発を促進。浪費をやめ、産業構造を省エネ型に転換。平和外交で石油を安定確保する。原子力は安全性が確保されるまで新增設は中止する。 | 国民の参加権を拡大、司法の民主化を図る。労働時間の短縮、定年延長、男女雇用平等法を制定する。大学入試の改革、国公立大学増設で受験地獄の解消。食糧自給率の向上、農産物価格の保障、中小企業の育成を図る。 |
| 生活二法で物価監視の強化、独禁法の運用強化、公共料金の抑制と福祉料金体系の確立、生鮮食品の生産強化と流通の改善、国土利用計画法による地価の規制、総需要管理政策の継続——等を機動的、総合的に進める。 | 福祉切り捨て一般消費税導入など大衆増税に断固反対。中期財政計画を策定、不公平税制の是正と経済の安定成長で増収を図る。行政改革の断行と行政経費節減、補助金の整理合理化など歳出の洗い直しを徹底する。 | 省エネルギーと代替エネルギー開発を進め石油依存度を低下させる。海外エネルギーの確保と国内エネルギー・新エネルギーの開発を推進。原発建設は厳格な安全審査と環境アセスメント、住民合意を前提とする。 | 中期福祉計画策定と漸進的達成。相互扶助、応能負担で本人・家族同一給付、保険外負担解消めざす健保制度確立。基本年金制度化、退職一年金受給年齢連動で生活保障。老人保健、60歳定年の法制化を促進する。 |
| ①電気・ガス料金を再査定、大型公共料金の凍結と法定制の復活②買い占め売り惜しみ防止法などを発動、便乗値上げの規制③大企業の原価公開と独禁法改正で独占価格を規制④国債を減額し通貨供給量を適正化する。 | 軍拡大増税反対。不公平税制是正と軍事費大幅削減などで約4兆円の財源を確保、国債を計画的にへらす。自衛隊など不要部門の定員をへらし、福祉、教育などに厚く配置。特殊法人の抜本見直しと民主化をすすめる。 | イラン制裁をやめ自主的資源外交で石油の安定供給を実現。石炭・水力など国内資源の復興開発、省エネ型産業・運輸構造への転換、原子力は安全優先の新体制確立。民主的新エネ開発。総合エネルギー公社の設立。 | 「3つのノーと1つの選択」を訴える。①自民党政治にも②自民党政治をたすける社公にも③どんな国の覇権主義にも断固として「ノー」を。右寄り政治に歯止めをかけ国政革新のため奮闘する清潔な政党的選択を。 |
| 近代化・合理化の徹底で公共料金の値上げを抑制する。「買い占め売り惜しみ防止法」を機動的に発動し、便乗値上げを取り締まる。改正独禁法を迅速に発動し値上げカルテルを防止する。物価監視制度を強化する。 | 行政改革を徹底して推進するため、特殊法人を最低2割削減するとともに、国の出先機関は現業を除き原則的に廃止する。公務員の60歳定年制導入や配置転換を促進する。補助金は総額の1割を削減する。 | 省エネルギー対策の強化、代替エネルギーの開発導入を促進する。原子力の平和利用は、安全性を確保しつつ積極的に推進する。国内炭2千万 ¹ 体制の確立や、地熱・太陽熱などの利用拡大をはかる。 | 高福祉・適正負担の原則により、社会保障の計画的向上をはかる。老齢福祉年金、5年年金は基礎年金制度に統一するとともに、年金の官民格差を是正する。厚生年金の支給開始年齢改悪や老人医療有料化に反対する。 |
| 電力、ガス等の公共料金は標準家庭の平均使用量まで安く抑え、それ以上は高率の累進料金とする。自由な金融市場の育成、金利の自由化、通貨供給量の調節、生産性の向上、独禁法の適正な運用を図る。 | 国鉄、健保、食管の抜本見直し改革、補助金は全廃の方向で整理統合を進め、省庁及び特殊法人の統廃合を行う。租税特別措置の見直し、見せかけの所得税累進制の是正、適切な国債政策の実施を重点に増税は行わない。 | 夏時間、夏季長期休暇の制度化、地域の廃熱利用システムの確立。原子力発電の推進、原子力の技術的独立、石炭の開発輸入、石炭液化、ソフト・エネルギーの技術開発を行う。エネルギー需給計画の策定と実施が必要。 | こま切れの6・3・3制を6・5制に改め、ゆとりのある教育制度に改革する。心豊かな人間を育てるため知・徳・体を等しく重視する教育、例えば学校教育の課程に福祉施設で働くような社会奉仕の期間を設け実施する。 |
| 情報を公開させ公共料金の不当な値上げを抑制。独禁法強化でカルテル的便乗値上げを禁止。公共料金にナショナル・ミニマム制を導入し低所得層の生活を防衛。物価急騰の際は生活二法を発動し抑制措置を強化する。 | ①補助金を大幅に整理、最終的には廃止し地方交付金に移行。非効率な財政投融资を縮小し支出を削減②政府・特殊法人の行政改革の断行と分権化の推進③医師優遇税など不公平税制の抜本的改正により歳入を増やす。 | 石油浪費型の産業社会システムを省エネ型社会に転換。危険で高い原発は当面モラトリアム(一時停止)。ソフト・エネルギー(太陽、風力、水力、地熱、生物)の開発に主力を投入し、主な代替エネルギー源とする。 | 既成の政策わく組みにとらわれず80年代の新しい政治パターンを作りだす①情報公開法の制定②環境アセスメント法の制定③中央集権制を改め分権化の推進④市民の政治参加等を実現し、政治の活性化を促進する。 |

2 事務日程表

1. この日程表は衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務執行手続のなかで、主要な事務についてその概要を記載したものである。

2. この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

憲 法……日本国憲法

法………公職選挙法

令………公職選挙法施行令

規………公職選挙法施行規則

規 程……公職選挙法事務取扱規程

立 規……立会演説会規程

運 規……公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

放 規……政見放送及び経歴放送実施規程

裁 法……最高裁判所裁判官国民審査法

裁 令……最高裁判所裁判官国民審査法施行令

裁 規……最高裁判所裁判官国民審査事務取扱手続規程

裁氏名規……最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程

裁公報規……最高裁判所裁判官審査公報配布等に関する規程

(注) ◎印は衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の共通処理事項

主 要 日 程

| 月 | 5 月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------|-----------|------------|---------|-----------|---|-------|--|----|----|----|----|----|----|----|--|--|
| 日 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | | |
| 曜 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | | |
| 逆算日 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | | |
| 経過日 | | | | | | | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | |
| 衆議院選挙・国民審査 | 主要処理事項 | | | | ○ 投票用紙等発送 | | [公示日] | 選挙長・審査分会長及び同職務代理者の選 投票管理者・開票管理者及び同職務代理 (立候補届出期間) (補充立候 選挙立会人届出(県)・投票立会人の選任・ 総選挙不在者投票期間 立会演説会参加申出期間 (国民審査投票用紙発送) (立会演説会ポスター手渡) 政見放送申込期間 選挙公報申請期間 (立会演説会のくじ) (政見放送のくじ) (衆議院のくじ) (選挙公報のくじ) (審査公報原稿受領) 印刷 印刷 発行 発行 | | | | | | | | | |
| 経過日 | | | | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | |
| 参議院選挙 | 主要処理事項 | ○ 投票用紙等発送 | ○ 選挙時登録基準日 | ○ 選挙時登録 | [公示日] | 選挙長・選挙分会長及び同職務代理者の選任告示(県) (立候補届出期間) (補充立候補期間) 選挙立会人の届出(県)・開票立会人の届出 不在者投票期間 立会演説会参加申出期間 (政見放送のくじ) (立会演説会ポスター手渡) 政見放送申込期間 (全国区氏名) 掲示のくじ 選挙公報申請期間 (立会演説会のくじ) 印刷 印刷 (地方区選挙公報のくじ) (全国区選挙公報掲載順序のくじ) | | | | | | | | | | | |

一 覧 表

| 6 月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | | | | | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| <p>○速報会議 任告示(県) 者の選任告示(市区町村)</p> <p>○(投票所告示期限) ○(投票所氏名掲示順序のくじ)</p> <p>投票日</p> <p>開票</p> <p>○(開票結果報告)</p> <p>○選挙会・審査分会</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補 期 間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票立会人の届出(市区町村)期間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民審査不在者投票期間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判官の氏名等の掲示期間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立 会 演 説 会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 送 送 選挙公報配布期間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 送 送 審査公報配布期間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○(郵便投票の投票用紙等交付請求最終日)</p> <p>○(選挙立会人決定のくじ(県)) ○(開票立会人決定のくじ(市区町村)) ○(審査分会立会人の選任(県))</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| <p>○(投票所氏名掲示順序のくじ)</p> <p>投票日</p> <p>開票</p> <p>○(開票結果報告)</p> <p>○選挙会・選挙分会</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (市区町村)期間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立会演説会(第1期) 同 (第2期) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○(選挙立会人決定のくじ(県)) ○(開票立会人決定のくじ(市区町村))</p> <p>全国区候補者の氏名等の掲示用紙発送</p> <p>全国区候補者の氏名等の掲示期間</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発 送 公 報 配 布 期 間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発 送 公 報 配 布 期 間 | | | | | | | | | | | | | | | | |

昭和55年6月22日執行

衆議院議員
参議院議員
最高裁判所裁判

| 月 日 | 曜 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|------------------------|------------------|--------------------------------|----------|---|--------------------|
| | | 県 | | 市 (区) 町 村 | |
| | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| 5 ・ 木 29 前 | 公 告 示 日 | ◎委員会開催 | | ◎市町村長部局の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱又は充当等について市町村長と協議 | 自治法180の3 |
| | | ◎選挙執行計画の決定 | | ◎同上の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱及びその事務処理の指導 | 法273 |
| | | ◎規程類の整備 | | ◎選挙執行計画の決定 | |
| | | ◎事務分担、選挙事務及び審査事務の委嘱 | | ◎啓発宣伝計画の決定及び実施 | 法6① |
| | | ◎啓発宣伝計画の決定及び実施 | 法6① | ◎ポスト-掲示場設置場所の告示及び県委員会にその写しを送付 | 法144の2④ |
| | | ◎市区町村選挙管理委員会の事務指導(委員長、書記長会議開催) | | ◎投票用紙等諸印刷物の受領保管 | 運規10の2 |
| | | ◎投票用紙、封筒等の発送 | | ◎不在者投票に関する事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備 | 法49、 令第5章 |
| | | ◎諸印刷物の作成発送 | | ◎投票管理者、同職務代理者及び開票管理者、同職務代理者の選任準備 | 法37、令24 法61、令67 |
| | | ◎選挙長、同職務代理者、審査分会長、同職務代理者の選任準備 | 法75 | ◎投票所入場券等必要書類の印刷 | 規程20 |
| | | ◎立会演説会開催市町の指定(市は単位の協議) | 法153、立規1 | ◎投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備 | 法40、規程19 |
| | | ◎立会演説会実施について政党等と打合せ | 法155③ | ◎繰上投票に関する報告(関係市町村) | 法56、規程27 |
| | | ◎立会演説会開催計画の決定 | 法155①② | ◎立会演説会開催単位を県と協議(市) | 立規1 |
| | | ◎公営の個人演説会施設の指定報告の受理及び告示 | 法161③④ | ◎立会演説会の施設に関する調査の提出 | 立規2 |
| | | ◎ポスト-掲示場設置場所の報告の受理 | | ◎個人演説会の施設の指定、報告及び納付すべき費用の額の協議 | 法161、令121② |
| | | ◎標旗、腕章等証明書類の作成 | | ◎個人演説会の施設の使用予定表の作成 | 令118 |
| ◎選挙運動に関する支出金額の制限額の算定 | 法194 | | | | |
| ◎各種告示案、通知案の作成 | | | | | |
| ◎立候補受付準備(関係証明書類の整備) | | | | | |
| ◎立候補予定者説明会 | | | | | |
| ◎取締機関、報道機関との協議打合せ | | | | | |
| ◎政見放送関係事務打合せ | | | | | |
| ◎政治活動用ポスターの証紙印刷 | | | | | |

総 選 挙
通 常 選 挙
官 国 民 審 査

事 務 日 程 表

| 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 | | | |
|--|---|---|---|
| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| <p>衆議院議員総選挙と共通の事項を除く。</p> <p>○投票用紙、封筒等の発送</p> <p>○諸印刷物の作成発送</p> <p>○選挙長（地方区）、同職務代理者、選挙分会長（全国区）、同職務代理者の選任準備</p> <p>○立会演説会開催市町の指定（市は単位の協議）（地方区）</p> <p>○立会演説会実施について政党等と打合せ（地方区）</p> <p>○立会演説会開催計画の決定（地方区）</p> <p>○ポスター掲示場設置場所の報告の受理（地方区）</p> <p>○標旗、腕章等証明書類の作成（地方区）</p> <p>○選挙運動に関する支出金額の制限額の算定（地方区）</p> <p>○各種告示案、通知案の作成</p> <p>○立候補受付準備（関係証明書類の整備）（地方区）</p> <p>○立候補予定者説明会（地方区）</p> <p>○政見放送関係事務打合せ（地方区）</p> <p>○選挙運動用ビラの証紙印刷（地方区）</p> <p>○推薦演説会開催周知用ポスターの証紙印刷（地方区）</p> <p>○公営選挙運動費用関係書類の準備（地方区）</p> <p>○立候補届出書類予備審査（地方区）</p> | <p>法75</p> <p>法153、立規1</p> <p>法155③</p> <p>法155①②</p> <p>法194</p> | <p>衆議院議員総選挙と共通の事項を除く。</p> <p>○ポスター掲示場設置場所の告示及び県委員会にその写しを送付（地方区）</p> <p>○投票用紙等諸印刷物の受領保管</p> <p>○立会演説会開催単位を県と協議（市）（地方区）</p> <p>○立会演説会の施設に関する調書の提出（地方区）</p> <p>○選挙人名簿の選挙時登録</p> <p>登録基準日（5月28日）</p> <p>選挙時登録日（5月29日）</p> <p>選挙人名簿縦覧期間（5月30日～6月3日）</p> <p>○選挙時登録の縦覧場所の告示</p> <p>○選挙人名簿登録者数の県委員会への報告（5月28日17時まで）</p> | <p>法144の2④</p> <p>運規10の2</p> <p>立規1</p> <p>立規2</p> <p>法22②</p> <p>法23①②</p> |

参 議 院
選 任 審 査 官
選 任 審 査 官

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|--------|--------|-------------|---|--|---|---|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○選挙運動用ビラの証紙印刷 ○推薦演説会開催周知用ポスターの証紙印刷 ○公営選挙運動費用関係書類の準備 ◎指定病院等における不在者投票の事務指導 ○立候補届出書類予備審査 | <ul style="list-style-type: none"> 令109の4 令109の7 令110の2 法49、令55② | <ul style="list-style-type: none"> ◎個人演説会の施設の使用に関する定め及び公表について当該施設の管理者を指導 | <ul style="list-style-type: none"> 令119② |
| 5 | | | | | | |
| | 金 | 23 | | | | |
| 30 | | | | | | |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|--|---|--|--|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">参議院議員通常選挙期日の公示</div> <p>○選挙長及び同職務代理者の選任告示 (地方区)</p> <p>○選挙分会長及び同職務代理者の選任告示 (全国区)</p> <p>○選挙長事務及び選挙分会長事務を取扱う場所の告示</p> <p>○政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時の告示(地方区)</p> <p>○政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いについての告示(地方区)</p> <p>○立会演説会を開催すべき市の指定告示(地方区)</p> <p>○立会演説会の開催計画の告示(地方区)</p> <p>○候補者の氏名等の掲示の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示(全国区)</p> <p>○公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日の告示(地方区)</p> <p>○選挙公報の掲載文の掲示順序を定めるくじを行うべき場所及び日時の告示(全国区)</p> | <p>法75、令80① 令81</p> <p>法75、令80① 令81</p> <p>放規11①</p> <p>放規3① ただし書</p> <p>法153</p> <p>法155①</p> <p>法174① 運規34②</p> <p>法144の2⑤</p> <p>法169④</p> | <p>○不在者投票のための投票用紙、封筒等の交付場所の告示</p> <p>○不在者投票開始</p> <p>○候補者の氏名等の掲示場所の告示(全国区)(1投票区につき1ヶ所)、県委員会への報告</p> <p>○公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始</p> <p>○選挙長(地方区)、県委員会(全国区)から通知のあった候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知(そのつど)</p> <p>○開票立会人届出受付開始</p> <p>○違反文書図画の撤去命令(そのつど)</p> <p>○立会演説会開催単位の告示(市)(地方区)</p> <p>○候補者にポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付(地方区)</p> <p>○選挙事務所の設置及び異動届出受付開始</p> <p>○違反選挙事務所の閉鎖命令(そのつど)</p> | <p>法49、令第5章</p> <p>法173 運規33、36</p> <p>法163 令112</p> <p>令92⑦</p> <p>法62</p> <p>法147 法201の11⑩</p> <p>法153 立規1②</p> <p>令111の2</p> <p>法130、令108</p> <p>法134</p> |

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | | |
|--------|--------|-------------|-----------------------|------|-----------|------|--|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | | |
| | | | 処 理 事 項 | 根拠法令 | 処 理 事 項 | 根拠法令 | |
| 5 | ・ 金 | 23 | | | | | |
| 30 | | | | | | | |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|---|------------------|----------------------|---------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| ○選挙会を開催すべき場所及び日時の告示(地方区) | 法77、78 | ○選挙人名簿縦覧(5月30日～6月3日) | 法23① |
| ○選挙分会を開催すべき場所及び日時 の告示(全国区) | 法77、78 | | |
| ○選挙運動に関する支出金額の制限額 の告示(地方区) | 法194、196 令127 | | |
| ○選挙立会人決定のくじを行うべき場所 及び日時の告示(選挙長及び選挙分会 長告示) | 法76、62 | | |
| ○立候補の受付開始(地方区)(候補者 の告示、通知、被選挙権の照会及び報 告) | 法86、令88 令92 | | |
| ○候補者に標旗、腕章、その他の証明書 類の交付(地方区) | | | |
| ○候補者は選挙運動開始 | 法129 | | |
| ○立会演説会参加申出受付開始(5月31 日まで)(地方区) | 法156の2 立規9 | | |
| ○選挙事務所の設置及び異動届出受付開 始 | 法130② 令108 | | |
| ○違反選挙事務所の閉鎖命令(そのつど) | 法134 | | |
| ○出納責任者の選任及び異動届出受付開 始(地方区) | 法180、182 | | |
| ○選挙公報掲載申請受付開始(地方区) (6月2日まで) | 法168 | | |
| ○選挙運動用自動車の使用契約届出書の 受付開始 | 令109の4 規17の3 | | |
| ○ポスター作成契約届出書の受付開始 (地方区) | 令110の2 規17の3 | | |
| ○ビラ作成契約届出書の受付開始(地方 区) | 令109の7 規17の3 | | |
| ○自動車燃料代確認申請書の受付開始 (地方区) | 令109の4 規17の4 | | |

| 月 日 | 曜 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|--------------|---|-------------|-----------------------|------|-----------|------|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根拠法令 | 処 理 事 項 | 根拠法令 |
| 5 ・ 30 | 金 | 23 | | | | |
| 5 ・ 31 | 土 | 22 | | | | |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|---|--------------------|--|---------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| ○ビラ作成枚数確認申請書の受付開始 (地方区) | 令109の7 規17の4 | | |
| ○ポスター作成枚数確認申請書の受付開始 (地方区) | 令110の2 規17の4 | | |
| ○自動車燃料代確認書の交付(そのつど) (地方区) | 令109の4 規17の4 | | |
| ○ポスター作成枚数確認書の交付(そのつど) (地方区) | 令110の2 規17の4 | | |
| ○ビラ作成枚数確認書の交付(そのつど) (地方区) | 令109の7 規17の4 | | |
| ○選挙運動用ビラの証紙交付(そのつど) (地方区) | 法142 | | |
| ○違反文書図画の撤去命令(そのつど) | 法147 法201の11⑩ | | |
| ○推薦団体に対する確認書の交付開始、 自治大臣への通知(地方区) | 法201の4 | | |
| ○推薦団体による推薦演説会開催周知用 ポスターの証紙交付(そのつど)(地 方区) | 法201の4 | | |
| ○政談演説会開催申出受付開始(立札等 表示証の交付) | 法201の11 運規39の9 | | |
| ○報酬を支給する者の届出受付開始(地 方区) | 法197の2③ 令128の2 | | |
| ○選挙立会人の届出受付開始 | 法76、62 | | |
| ○立会演説会参加申出最終日(地方区) | 法156の2① 立規9 | ○ポスター掲示場にポスターを掲示後、 法86⑨の規定により届出を却下し、又 は候補者が死亡し、若しくは法91並び に法103④の規定に該当するに至った 旨の通知を受けたときは当該候補者に 係るポスターを撤去すること。(地方 区) | 運規10の6③ |
| ○立会演説会における候補者の演説の順 序を定めるくじ(午後6時県委員会事 務室)(地方区) | 法156の2② 立規10、11 | | |
| ○同上の結果の告示、候補者及び市区町 村選挙管理委員会への通知(地方区) | 法156の2⑤ | | |
| ○立候補届出締切日 | 法86 | | |

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | | | | |
|-------------|--------|-------------|--|---|---|--|--|--|--|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | | | | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | | | |
| 6 ・ 1 | 日 | 21 | | | | | | | |
| 6 ・ 2 | 月 | 20 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">衆議院議員総選挙期日の公示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">最高裁判所裁判官国民審査期日等の告示</div> ○選挙長及び同職務代理者の選任告示 ○審査分会長及び同職務代理者の選任告示 ○選挙長事務を取扱う場所の告示 ○政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時の告示 ○政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いについての告示 ○立会演説会を開催すべき市町の指定の告示 ○立会演説会の開催計画の告示 ○選挙会を開催すべき場所及び日時の告示 ○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 ○公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日の告示 ○審査分会を開催すべき場所及び日時の告示 | 法75、令80① 令81 裁法27② 裁令16 放規11① 放規 3① ただし書 法153 法155① 法77、78 法194、196 令127 法144の 2⑤ 裁法34 | ○不在者投票のための投票用紙、封筒等の交付場所の告示 ○不在者投票開始（衆議院） ◎投票所の告示 ◎投票管理者及び同職務代理者の選任告示 ◎開票の場所及び日時の告示 ◎開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ◎開票立会人決定のくじを行うべき場所及び日時の告示 ○裁判官の氏名等の掲示場所の告示（1投票区に1ヶ所）、県委員会への報告 ◎投票所内の候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき場所及び日時の告示及び県委員会への報告（衆議院及び参議院地方区） ○立会演説会開催単位の告示(市) ○公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始 ○選挙長から通知があった候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知（そのつど） | 法49、令第5章 法39、41 法37、令24 令25 法63、64 法61、令67、 令68 法62 裁法52、 裁令20 裁氏名規 1 法175の 2 運規35② 法153 立規 1② 法163 令112 令92⑦ | | | |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|--|---------------|--|----------------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| ○指定期日（5月31日）後の立会演説会 参加申出受付開始（地方区） | 法157 立規12 | ○公営施設使用の個人演説会開始 | 法163、164の 2 |
| ○同上の場合、参加し得る立会演説会の 日及び会場並びに演説順位の決定、告 示及び関係者への通知（地方区） | 法157③ | ○立会演説会に関する候補者の氏名等の 掲示準備（地方区） (関係市区町…1市区町又は1単位50 ヶ所以上) | 法158 立規14① |
| ○政見放送申込最終日 | 放規4② | | |
| ○選挙公報掲載申請最終日 | 法168① | | |
| ○政見放送の日時決定のくじ（午後1時 県委員会事務室）（地方区） | 放規11① | | |
| ○選挙公報掲載順序のくじ（午後6時県 委員会事務室）（地方区） | 法169④ 運規29 | | |

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | | | |
|--------|--------|-------------|-----------------------|---------|---|--|--|--|
| | | | 県 | | 市（区）町 村 | | | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | | |
| 6 | ・ | 月 | 20 | 2 | | | | |
| | | | | | <p>○選挙立会人決定のくじを行うべき場所及び日時のご示（選挙長告示）</p> <p>◎投票及び開票の順序の告示</p> <p>◎線上投票を行う地域、期日の告示、及び関係市区町村選挙管理委員会への通知</p> <p>◎投票所開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げの承認及び関係市区町村選挙管理委員会への通知</p> <p>○立候補の受付開始（候補者の告示、通知、被選挙権の照会及び報告）</p> <p>○候補者に標旗、腕章その他の証明書類の交付</p> <p>○候補者は選挙運動開始</p> <p>○立会演説会参加申出受付開始（6月3日まで）</p> <p>○選挙事務所の設置及び異動届出受付開始</p> <p>○違反選挙事務所の閉鎖命令（そのつど）</p> <p>○出納責任者の選任及び異動届出受付開始</p> <p>○選挙公報掲載申請受付開始（6月5日まで）</p> <p>○選挙運動用自動車の使用契約届出書の受付開始</p> <p>○ポスター作成契約届出書の受付開始</p> <p>○ビラ作成契約届出書の受付開始</p> | <p>法76、62</p> <p>法56、令46①</p> <p>法40 規程19</p> <p>法86、令88 令92</p> <p>法129</p> <p>法156の2 立規9</p> <p>法130② 令108</p> <p>法134</p> <p>法180、182</p> <p>法168</p> <p>令109の4 規17の3</p> <p>令110の2 規17の3</p> <p>令109の7 規17の3</p> | <p>○開票立会人届出受付開始</p> <p>○違反文書図画の撤去命令</p> <p>○選挙事務所の設置及び異動届出受付開始</p> <p>○違反選挙事務所の閉鎖命令</p> <p>○候補者にポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付</p> <p>◎線上投票を行う地域、期日について投票管理者及び開票管理者に通知</p> <p>◎投票所開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げの告示及び投票管理者への通知</p> | <p>法62</p> <p>法147、201の11⑩</p> <p>法130</p> <p>法134</p> <p>令111の2</p> <p>令46②</p> <p>法40②</p> |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| | | | |

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|-------------------|--------|-------------|---|--------------------|-----------|---------|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| 6 月 20 日 | | | ○自動車燃料代確認申請書の受付 開始 | 令109の4 規17の4 | | |
| | | | ○ビラ作成枚数確認申請書の受付 開始 | 令109の7 規17の4 | | |
| | | | ○ポスター作成枚数確認申請書の 受付開始 | 令110の2 規17の4 | | |
| | | | ○自動車燃料代確認書の交付(そ のつど) | 令109の4 規17の4 | | |
| | | | ○ポスター作成枚数確認書の交付 (そのつど) | 令110の2 規17の4 | | |
| | | | ○ビラ作成枚数確認書の交付(そ のつど) | 令109の7 規17の4 | | |
| | | | ○選挙運動用ビラの証紙交付(そ のつど) | 法142 | | |
| | | | ○確認団体の政治活動用ポスター の証紙交付(そのつど) | 法201の5 法201の11④ | | |
| | | | ○違反文書図画の撤去命令(その つど) | 法147 法201の11⑩ | | |
| | | | ○推薦団体に対する確認書の交付 開始、自治大臣への通知 | 法201の4 | | |
| | | | ○推薦団体による推薦演説会開催 周知用ポスターの証紙交付(そ のつど) | 法201の4 | | |
| | | | ○政談演説会開催申出受付(立札 等表示証の交付) | 法201の11 運規39の9 | | |
| | | | ○報酬を支給する者の届出受付開 始 | 法197の2③ 令128の2 | | |
| | | | ○選挙立会人の届出受付開始 | 法76、62 | | |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

県

市 (区) 町 村

処 理 事 項

根 拠 法 令

処 理 事 項

根 拠 法 令

| 月 日 | 曜 日 | 経 過 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|-------------|--------|-------------|---|---|---|---|
| | | | 県 | | 市（区）町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| 6 ・ 3 | 火 | 19 | <p>○立会演説会参加申出最終日</p> <p>○立会演説会における候補者の演説の順序を定めるくじ（午後6時県委員会事務室）</p> <p>○同上の結果の告示、候補者及び市区町村選挙管理委員会への通知</p> <p>○立候補届出締切日</p> | <p>法156の2① 立規9</p> <p>法156の2② 立規10、11</p> <p>法156の2⑤</p> <p>法86</p> | <p>○ポスター掲示場にポスターを掲示後、法86⑨の規定により届出を却下し又は候補者が死亡し若しくは法91並びに法103④の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者に係るポスターを撤去すること。</p> | <p>運規10の6③</p> |
| 6 ・ 4 | 水 | 18 | <p>○裁判官の氏名等の審査分会長及び市区町村選挙管理委員会への通知</p> <p>○指定期日（6月3日）後の立会演説会参加申出受付開始</p> <p>○同上の場合、参加し得る立会演説会の日及び会場並びに演説順位の決定、告示及び関係者への通知</p> <p>○政見放送申込最終日</p> | <p>裁令2②</p> <p>法157 立規12</p> <p>法157③</p> <p>放規4②</p> | <p>○立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備（関係市区町一市区町又は1単位50ヶ所以上）</p> <p>○公営施設使用の個人演説会開始</p> | <p>法158 立規14①</p> <p>法163、164の2</p> |
| 6 ・ 5 | 木 | 17 | <p>○選挙公報掲載申請最終日</p> <p>○政見放送の日時決定のくじ（午前10時県委員会事務室）</p> <p>○選挙公報掲載順序のくじ（午後6時県委員会事務室）</p> | <p>法168①</p> <p>放規11①</p> <p>法169④ 運規29</p> | <p>○裁判官の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知</p> | <p>裁令2③</p> |
| 6 ・ 6 | 金 | 16 | <p>○選挙公報印刷開始</p> <p>○国民審査投票用紙、裁判官の氏名等の掲示用紙等の発送</p> <p>○審査公報の原稿受領（自治省）</p> | | <p>○国民審査投票用紙等の受領・保管</p> <p>○裁判官の氏名等の掲示準備（1投票区につき1ヶ所以上）</p> | <p>裁法52 裁令20、22 裁氏名規2</p> |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|--|---------|------------------------------|--------------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| ○選挙公報（地方区）印刷開始 ○全国区候補者の氏名等の選挙分会長及び市区町村選挙管理委員会への通知 | 令92② | | |
| | | ○全国区候補者の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知 | 令92⑦ |
| | | | |
| ○選挙公報（全国区）の原稿受領（自治省） ○選挙公報（全国区）掲載順序のくじ （午後6時県委員会事務室） | 法169④ | ○候補者の氏名等の掲示準備（全国区） | 法173 運規33 |

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|--------------|--------|-------------|---|---------|--|--|
| | | | 県 | | 市（区）町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| 6 ・ 7 | 土 | 15 | ○審査公報印刷開始 ○立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示用ポスターの手渡 | 法158 | | |
| 6 ・ 8 | 日 | 14 | | | ○立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始 (関係市区町…1市区町 又は1単位50ヶ所以上) (立会演説会開催日前2日までに 掲示すること) ○立会演説会の司会者の指定 | 法158 立規14① 法159 立規15 |
| 6 ・ 9 | 月 | 13 | ○選挙公報・審査公報印刷終了 | | | |
| 6 ・ 10 | 火 | 12 | ○選挙公報、審査公報発送 ○立会演説会の指導及び状況調査 (そのつど) | | ○選挙公報、審査公報受領・配布 ○立会演説会開始 (1区…春日市、甘木市 2区…北九州市八幡東区、中 間市 3区…久留米市) ○立会演説会場の表示及び演説会場における候補者の氏名等の掲示(そのつど) ○立会演説会開催結果の県委員会への報告(そのつど) | 法170① 裁法53 裁令31 裁公報規2 法152、153 法158② 立規3 |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|---|----------------|---|---|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| ○選挙公報（全国区）の印刷開始 ○立会演説会に関する候補者の氏名等の ○掲示用ポスターの手渡（地方区） | 法158 | | |
| ○候補者の氏名等の掲示の掲示順序を定めるくじ（午後6時県委員会事務室） （全国区） ○候補者の氏名等の掲示の印刷開始（全国区） | 法174① 運規34② | | |
| | | ○立会演説会に関する候補者の氏名等の 掲示開始（地方区） （関係市区…1市区又は1単位50ヶ 所以上） （立会演説会開催日前2日までに掲 示すること） ○立会演説会の司会者の指定 | 法158 立規14① 法169 立規15 |
| 候補者の氏名等の掲示の印刷完了（全国区） ○選挙公報の印刷完了（全国区、地方区とも） | | | |

| 月 日 | 曜 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|--------------|---|-------------|---------------------------|-----------------|---|---|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| 6 ・ 11 | 水 | 11 | ○選挙公報、審査公報発送 | | ○選挙公報、審査公報受領・配布 ○立会演説会 (1 区…宗像町、福岡市西区 2 区…北九州市八幡西区 飯塚市 3 区…大川市、黒木町 4 区…北九州市小倉南区) | 法170① 裁法53 裁令31 裁公報規 2 法152、153 |
| 6 ・ 12 | 木 | 10 | ○裁判官の氏名等の掲示状況の調査 | 裁法52 裁令20、22 | ○裁判官の氏名等の掲示開始 ○国民審査の不在者投票開始 ○選挙公報、審査公報の配布 ○立会演説会 (1 区…福岡市東区 2 区…北九州市戸畑区 3 区…柳川市、八女市 4 区…田川市) | 裁法52 裁令20、22 裁令14 |
| 6 ・ 13 | 金 | 9 | ◎投・開票事務処理及び速報に関する事務打合せ会開催 | | ○選挙公報、審査公報の配布 ○立会演説会 (1 区…福岡市南区、前原町 2 区…直方市、北九州市若松区 3 区…大牟田市、筑後市 4 区…豊前市) | |
| 6 ・ 14 | 土 | 8 | | | ○選挙公報、審査公報の配布 ○立演会説会 (4 区…北九州市小倉北区) | |
| 6 ・ 15 | 日 | 7 | | | ○選挙公報、審査公報の配布 ○立会演説会 (4 区…苅田町) ◎線上投票の投票所の告示期限 (北九州市小倉北区馬島 北九州市小倉北区藍島) 粕屋郡新宮町相島 宗像郡玄海町地島) | 法41 |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|--|---------|--|--|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| ○選挙公報発送 ○候補者の氏名等の掲示の発送(全国区) ○立会演説会の指導及び状況調査(そのつど)(地方区) | | ○選挙公報受領・配布 ○候補者の氏名等の掲示受領(全国区) ○立会演説会開始(地方区)(久留米市) ○立会演説会場の表示及び演説会場における候補者の氏名等の掲示(そのつど) ○立会演説会開催結果の県委員会への報告(そのつど) | 法170① 法152、153 法158② 立規 3 |
| ○選挙公報発送 ○候補者の氏名等の掲示の発送(全国区) ○補充立候補届出期限(全国区) | 法86⑤ | ○選挙公報受領・配布 ○候補者の氏名等の掲示受領(全国区) ○立会演説会(地方区) (飯塚市、福岡市西区) | 法170① |
| | | ○選挙公報の配布 ○立会演説会(地方区) (北九州市八幡東区、田川市) | |
| | | ○選挙公報の配布 ○立会演説会(地方区) (北九州市小倉北区、直方市) | |
| ○候補者の氏名等の掲示状況の調査(全国区) | | ○選挙公報の配布 ○立会演説会(地方区) (行橋市) ○候補者の氏名等の掲示開始(全国区) (1投票区1ヶ所) ○候補者の氏名等の掲示後、法86⑨により届出を却下し、又は候補者が死亡し、 | 法173 法174③ |

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | | |
|--------------|--------|-------------|--|-------------------------------------|--|-----------------------------------|--|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | |
| 6 ・ 15 | 日 | 7 | | | | | |
| 6 ・ 16 | 月 | 6 | | | ○選挙公報、審査公報の配布 ○立会演説会 (4区…北九州市門司区) | | |
| 6 ・ 17 | 火 | 5 | | | ○選挙公報、審査公報の配布 ◎繰上投票の投票立会人の選任及び通知期限 ◎投票所の告示期限 ◎投票所内の候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじ(衆議院及び参議院地方区) | 法38① 法41 法175の2 運規35 | |
| 6 ・ 18 | 水 | 4 | | | ○選挙公報、審査公報の配布 ◎投票所入場券の配布 ◎郵便投票の投票用紙等の交付請求最終日 | 令31 令59の4① | |
| 6 ・ 19 | 木 | 3 | ○補充立候補届出期限 ○選挙立会人届出最終日 ○審査分会立会人選任、本人への通知 ○選挙立会人選任のくじ、本人への通知 | 法86⑤ 法76 裁法27③ 裁令16 法76 | ○選挙公報、審査公報の配布 ○開票立会人届出最終日 ◎投票立会人の選任、投票管理者及び本人への通知 ○開票立会人選任のくじ、本人への通知 | 法62 法38、令26 法62 | |
| 6 ・ 20 | 金 | 2 | ◎繰上投票期日(速報受理) | 法56 | ○選挙公報、審査公報の配布完了期限 ◎繰上投票期日(投票結果速報) ◎投票所及び開票所の事務従事者の事務分担決定期限 | 法170① 裁令31 法56 | |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|--|-------------|--|---------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| | | 若しくは法91及び法 103 ④に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかる部分を抹消すること。 | |
| | | ○選挙公報の配布 ○立会演説会（地方区） （大牟田市、福岡市中央区） | |
| | | ○選挙公報の配布 ○立会演説会（地方区） （柳川市、八女市） | |
| | | ○選挙公報の配布 | |
| ○補充立候補届出期限（地方区） ○選挙立会人届出最終日 ○選挙立会人選任のくじ、本人への通知 | 法86⑤ 法76 | ○選挙公報の配布 ○開票立会人届出最終日 ○開票立会人選任のくじ 本人への通知 | 法62 |
| | | ○選挙公報配布完了期限 | 法170① |

| 月 日 | 曜 日 | 逆 算 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|-------------------|--------|-------------|---|-----------------------------------|--|--|
| | | | 県 | | 市 (区) 町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| 6 ・ 土 21 | | 1 | ◎投票所設備状況調査 ◎当日有権者見込数の報告受理 ○選挙運動最終日 | 法129 | ◎投票所入場券の配布完了期限 ◎投票所の設備、投票所内の候補者の氏名等の掲示 ◎投票所設置場所の入口から300mの区域の表示 ◎当日有権者見込数の県委員会への報告 ○不在者投票最終日 | 令31① 法175の2 令32 法132 法49 |
| 6 ・ 日 22 | | 0 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">投 票 日</div> ◎投票所設置場所の入口から300m以内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ◎投票状況の調査 ◎投票の中間及び結果速報の受理、集計、自治省への報告、報道機関への発表 ○選挙運動費用収支報告書の受付開始 | 法132、134① 規程23 裁規10 法189 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">投 票 日</div> ◎投票所設置場所の入口から300m以内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ◎投票事務の処理、投票の中間及び結果の速報 ◎投票録等の作成、投票箱等を開票管理者に送致 | 法132、134① 規程23 裁規10 法54、55 規程24、25 裁規10 |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|---|---------|--|---------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| | | ○不在者投票最終日 | 法49 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">投 票 日</div> ○選挙運動費用収支報告書の受付開始 (地方区) | 法189 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">投 票 日</div> | |

| 月 日 | 曜 日 | 経 過 日 | 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 | | | |
|--------------|--------|-------------|--|---|--|-------------------------|
| | | | 県 | | 市（区）町 村 | |
| | | | 処 理 事 項 | 根拠法令 | 処 理 事 項 | 根拠法令 |
| 6 ・ 23 | 月 | 1 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">開 票 日</div> ◎開票状況の調査 ◎開票の中間及び結果速報の受理、集計、自治省への報告、報道機関への発表 | 規程41 裁規 5 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">開 票 日</div> ◎開票の中間及び結査の速報 ◎開票録等の作成 | 規程41 裁規 5 法70 |
| 6 ・ 24 | 火 | 2 | ◎開票結果の審査受領 ○選挙会及び審査分会の準備 | 規程42 裁規 6 | ◎開票結果の報告（持参提出） | 規程42 裁規 6 |
| 6 ・ 25 | 水 | 3 | ○選挙会及び審査分会の準備 | | ◎選挙事務の整理、報告 | |
| 6 ・ 26 | 木 | 4 | ○選挙会の開催 ○当選人の決定、県委員会に報告 ○当選人に告知、住所、氏名等の告示 ○当選証書の附与及びその旨の告示 ○当選等に関する報告（自治大臣あて） ○審査分会の開催、結果の報告（審査長あて） | 法80 法101① 法101② 法105 法108① 裁法27、29 | | |
| 6 ・ 27 | 金 | 5 | ◎選挙結果の整理 ○選挙執行経費の精算 ◎選挙の記録の作成 | | | |
| 7 ・ 7 | 月 | 15 | ○選挙運動費用収支報告書の提出期限（第1回分） | 法189 | | |

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

| 県 | | 市 (区) 町 村 | |
|--|---|-----------|---------|
| 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 | 処 理 事 項 | 根 拠 法 令 |
| 開 票 日 | | 開 票 日 | |
| ○選挙会及び選挙分会の準備 | | | |
| ○選挙会及び選挙分会の準備 | | | |
| ○選挙会の開催（地方区） ○当選人の決定、県委員会に報告（地方区） ○当選人に告知、住所・氏名等の告示（地方区） ○当選証書の附与及びその旨の告示（地方区） ○当選等に関する報告（自治大臣あて）（地方区） ○選挙分会の開催、結果の報告（選挙長あて）（全国区） | 法80 法101① 法101② 法105 法108① 法80、81① | | |
| ○選挙執行経費の精算 | | | |
| ○選挙運動費用収支報告書の提出期限（第1回分） | | | |

3 第36回衆議院議員総選挙及び第12回参議院議員通常選挙啓発推進事業要綱

I 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙の正しいルールを守りながら進んで投票に参加する必要がある。このため、今回の選挙においては、きれいな選挙の推進と投票参加の呼びかけを重点に各種の啓発事業を行うものとする。

II 重点事項

1. きれいな選挙の推進

国政における衆議院及び参議院の役割に対する認識を深め、政党や候補者の主義・主張を十分見きわめて自覚ある投票をするように呼びかけること。

情実や義理人情のからんだ投票や買収・供応などの悪質な選挙違反を一掃し、自由で明るい投票をすることができるようにするとともに、選挙の正しいルールを周知徹底させること。

2. 投票参加の推進

投票は、主権者たる国民が国政に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であり責務であることを周知徹底させ、有権者がこぞって投票するように呼びかけること。

III 実施事項

1. 国が行う事業

(1) テレビ・ラジオによるスポット放送

全国の民間テレビ放送及びラジオ放送により、選挙期間中にきれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるスポット放送を実施すること。

(2) 新聞・雑誌への広告の掲載

新聞及び雑誌に、選挙期間中にきれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかける広告を掲載すること。

(3) 啓発ポスターの配付

全国の都道府県及び市区町村に対し、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけるポスターを配付すること。

(4) アドバルーンの掲揚等

霞が関合同庁舎2号館に、選挙期間中きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけるアドバルーンを掲揚するとともに、投票日を告知する懸垂幕を掲出すること。

(5) 表彰の実施

総選挙啓発事業の推進に功績のあった民間団体、個人及び選挙管理委員会を表彰すること。

2. 都道府県が行う事業

(1) 広報紙等による広報

都道府県の広報紙（誌）及びテレビ・ラジオの広報番組等を活用して、きれいな選挙の推進を呼びかけるとともに、投票日及び不在者投票制度の周知を図る等投票総参加を呼びかけること。

(2) 広報車による巡回広報

都道府県内一円に、広報車を巡回してきれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけること。

(3) 広告塔・横断幕等による広告の掲出

広告塔・横断幕等により、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかける広告を掲出すること。

(4) その他の事業

バス等の交通機関を利用して、その車体幕・車内吊・ステッカー等の掲出、その他各都道府県の地域の実情に即した事業等を通じて、きれいな選挙の推進を呼びかけるとともに、投票日及び不在者投票制度の周知を図る等投票総参加を呼びかけること。

なお、国の行う事業、市区町村が行う事業と重複しないよう調整して事業を実施すること。

3. 市区町村が行う事業

(1) 広報車による巡回広報

広報車を巡回してきれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけること。

(2) 横断幕等の掲出

横断幕等により、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけること。

(3) 地下鉄の車内吊広告の掲出

地下鉄において、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかける広告を掲出すること。

(4) 広報紙等による広報

市区町村の広報紙（誌）を活用して、きれいな選挙の推進を呼びかけるとともに、投票日及び不在者投票制度の周知を図る等投票総参加を呼びかけること。

(5) 啓発資材の配布

あらゆる機会を活用して、リーフレット・チラシ等の啓発資材を配布し、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけること。

4. 明るい選挙推進協会が行う事業

(1) 明るい選挙推進全国大会の開催

都道府県・指定都市の明るい選挙推進協議会会長による明るい選挙推進全国大会を東京で開催すること。

(2) 広報誌「私たちの広場」特集号の発行

広報誌「私たちの広場」特集号の発行により、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけること。

(3) ソノシートの作成配付

全国の有線放送施設で放送するためのソノシートを作成し、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけること。

(4) 映画館におけるスライドの上映

全国の主要映画館において、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかけるスライドを上映すること。

(5) 短波放送における番組の放送

日本短波放送において、きれいな選挙の推進及び投票総参加を呼びかける番組を放送すること。

(6) 啓発用資材の作成配付

地方公共団体が行う啓発事業を効果的に推進するため、各種の啓発資材を作成配付すること。

(7) 意識調査の実施

選挙終了後において、全国の有権者から抽出して選挙時における投票行動と政治意識の実態調査を実施すること。

4 臨時啓発事業の概要

| 事業名 | 実施期間 | 事業の概要 |
|-----------------|----------------------|--|
| 看板・広告塔による啓発 | 6/2～6/22 | 県庁正門横に啓発看板を、国鉄博多駅前に啓発広告塔を設置し、きれいな選挙の推進と投票日の周知を図る。 |
| 懸垂幕による啓発 | 6/2～6/22 | 岩田屋デパート及び各市区町村の庁舎に懸垂幕を掲出し、きれいな選挙の推進と投票日の周知を図る。 |
| ポスターによる啓発 | 6/2～6/8 6/16～6/22 | 国鉄及び西鉄電車（大牟田線、宮地岳線）の各駅に駅貼りポスターを掲出し、きれいな選挙及び投票総参加を呼びかける。 |
| | 6/2～6/22 | 県本庁・出先機関の庁舎及び各市区町村の庁舎・施設にポスターを掲出し、きれいな選挙及び投票総参加を呼びかける。 自治省作成分（A 2判） 19,500枚 県作成分（B 2判） 16,000枚 |
| テレビ・スポット放送による啓発 | 6/15～6/21 | 県内テレビ4局に15秒スポット放送を流し、衆議院選挙及び参議院選挙の重要性、きれいな選挙の必要性及び投票総参加を呼びかける。 15秒スポット放送 129回 |
| 新聞広告による啓発 | 6/21 | 朝日、読売、毎日、西日本、日本経済、フクニチの6紙に新聞広告を掲載し、投票総参加及びきれいな選挙を呼びかける。 全3段 1回 |
| 広報車による啓発 | 6/18～6/22 | 広報車を県内各地域に巡回させ、投票日の周知及びきれいな選挙を呼びかける。 1日 4台 × 5日 |
| チラシ・リーフレットによる啓発 | 6/6～6/22 | 各市区町村の窓口、街頭啓発の際に有権者に配布し、きれいな選挙を呼びかける。 |
| 市に対する啓発委託費の交付 | | 20市に啓発委託費を交付する。 総額 3,970,000円 |